

京田辺音楽連盟規約

【総則】

(名称)

第1条 この団体は、京田辺音楽連盟(以下「連盟」と称する)。

(目的)

第2条 連盟は、市内の音楽演奏活動団体相互の連携と交流をはかり、市民の音楽文化の向上に資することを目的とする。

(事業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

① 音楽演奏活動団体相互の連携・交流をはかる事業を行う。

② その他、目的達成に必要な事業を行う。

(事務局)

第4条 連盟の事務局は、会長宅に置く。

【会員】

(会員)

第5条 ① 連盟は正会員と準会員で構成する。

② 正会員は京田辺市文化協会に加入し、本規約に規定する権利を有し、義務を負う。

③ 準会員の権利・義務等は別途定める「準会員細則」に規定する。

細則に規定のない事項については本規約の規定を準用する。

(会員資格)

第6条 連盟の会員は、次の各項を満たす団体が資格を有する。

① 京田辺市内において活動し、または事務所を置いていること。

② 営利を目的としないこと。

(加入)

第7条 連盟の加入については、次の各項に掲げる承諾を受けて第8条による手続きを経なければならない。

① 会員たる資格を有する者は、連盟の承諾を得て加入することが出来る。

② 連盟は、加入の申し込みがあったときは、役員会において諾否を決定する。

(加入手続き)

第8条 前条の承諾を得たものは、所定の用紙に必要事項を記入し、連盟に提出しなければならない。

(脱退)

第9条 連盟を脱退しようとする会員は、脱退日の1ヶ月前までにその旨を記載した書類で連盟に通知しなければならない。

(除名)

第10条 連盟は、次の各項の1つに該当する会員を役員会の議決によって除名することができる。

① 連盟の活動を妨げ、または妨げようとした会員。

② 連盟の名において目的と異なる活動をし、またはしようとした会員。

③ 連盟の品位を著しく汚し、またはそれに類する行為を行った会員。

④ 連盟の規約に違反し、またはそれに類する行為を行った会員。

【役員】

(役員)

第11条 ① 正会員は1名以上の連盟役員を選出する。

② 連盟役員は各部局の何れかの職務を担当する。

(部局)

第12条 連盟は、事業の円滑な遂行のために以下の部局を置く。

(1)会計 (2)総務 (3)庶務 (4)涉外 (5)広報

(執行部役員)

第13条 ① 連盟に、次の執行部役員を置く。

会長(1名) 副会長(若干名) 会計(1名) 総務部長(1名) 庶務部長(1名) 涉外部長(1名) 広報部長(1名)

② 執行部役員は役員会の承認を得て、連盟事業遂行に関わる企画立案および事業運営を行う。

③ 執行部役員は連盟役員の互選により選出される。但し、副会長が各部長を兼務することを妨げない。

(職務)

- 第14条 執行部役員ならびに部局の職務は、次の通りとする。
- ① 会長は連盟を代表し、連盟の運営を統括する。
 - ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - ③ 会計は、連盟の財務全般を担当する。
 - ④ 総務は、連盟の組織ならびに諸会議全般を担当する。
 - ⑤ 庶務は、連盟の庶務事項全般を担当する。
 - ⑥ 涉外は、連盟の対外的折衝を担当する。
 - ⑦ 広報は、連盟の広報全般を担当する。

(会計監査)

- 第15条 ① 連盟の会計事務監査を担当するため会計監査(2名)を置く。
- ② 会計監査は総会で選任され、総会において監査結果を報告する。

(任期)

- 第16条 役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとし、再任を妨げない。

【会議】

(総会)

- 第17条 ① 総会は、正会員から出席の3名により構成し、事業報告、決算の承認、次年度事業計画、予算の承認、役員体制の承認、会計監査の選任および規約の設定改廃等の重要事項を決議する。
- ② 総会は定例総会および臨時総会とし、次により開催する。
 - 一、定例総会 年間1回各事業年度終了後1ヶ月以内
 - 二、臨時総会 役員会が必要と認めたとき
 - ③ 総会は会長が招集し、議長は出席者からその都度選任する。
 - ④ 総会は会員数X3名の出席予定人数の過半数で成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
なお、執行部役員は議決権を有さない。
 - ⑤ 総会の出席に代え委任状を提出することを認める。

(役員会)

- 第18条 ① 役員会は連盟役員で構成し、連盟の運営に必要な事項を審議する。
- ② 役員会は原則として毎月1回以上開催する。
 - ③ 役員会は会長が招集し、議長を選任する。
 - ④ 役員会は正会員の過半数で成立し、議決権は各正会員が1個を有し、議決は出席正会員の過半数をもって決する。

(執行部会)

- 第19条 ① 執行部会は執行部役員および会長の指名した役員で構成し、連盟事業運営の企画立案および諸会議に提出する議案を作成する。
- ② 執行部会は原則として毎月1回以上開催する。
 - ③ 執行部会は会長が招集する。

(その他の会議)

- 第20条 連盟は役員会の承認を得て、事業運営に必要な委員会等の会議を設置することができる。

【会計】

(会計)

- 第21条 連盟の会計は、会費、補助金、およびその他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

- 第22条 ① 年会費については別途定める「会費支払い細則」に規定する。但し、必要に応じて特別会費を徴収することができる。
- ② 年会費を変更する場合および特別会費を徴収する場合は役員会の承認を要する。

(会計年度)

- 第23条 連盟の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

【付則】

この規約は 1994年(平成6年)7月30日から施行する。

1997年(平成9年)4月1日から施行する。

2000年(平成12年)4月15日から施行する。

2005年(平成17年)4月9日から施行する。

2020年(令和2年)4月4日から施行する。

2021年(令和3年)4月3日から施行する。